

令和4年5月31日

茨城県選挙管理委員会 書記長補佐 佐野

担当：島田

内線：2462 直通：029-301-2462

追加分・解散分の政治資金収支報告書の公表について

このことについて、今般、下記のとおり公表しますので、お知らせします。

記

1 公表の日時

令和4年5月31日（火）午後5時

2 公表の方法

PDF スキャンした収支報告書を県選挙管理委員会ホームページ（https://www.pref.ibaraki.jp/somu/shichoson/senkyo/seijishikin_syushi_kohyo/syushi_kohyo.html）に掲載

3 公表の対象

(1) 追加分

政治団体の提出遅れにより令和3年の定期公表の際に公表できなかった令和2年分収支報告書等

(2) 解散分

政治団体の解散に伴い提出された令和3年分収支報告書等

4 備考

今回公表した収支報告書の要旨データは、これまでと同様に、11月の定期公表の際に提供します。

<参考> 政治資金の収支の公開について（政治資金規正法）

政治団体は、毎年収支報告書を作成し、翌年3月末までに県選挙管理委員会に提出することとされており、県選挙管理委員会は、提出された収支報告書を11月末までにホームページに掲載して公表しています。

なお、政治団体が解散した場合は、解散日から30日以内に、解散届とともに、解散日までの収支報告書を提出することとされています。

茨城県

[ホーム](#) > [茨城を知る](#) > [選挙](#) > [政治団体・政治資金](#) > 政治資金収支報告書の公表

政治資金収支報告書の公表

令和4年公表分政治資金収支報告書

令和4年5月31日公表（追加分・解散分）

- ・ [令和2年分政治団体の政治資金収支報告書【追加分】](#)
- ・ [令和元年分政治団体の政治資金収支報告書【追加分】](#)
- ・ [平成30年分政治団体の政治資金収支報告書【追加分】](#)
- ・ [平成29年分政治団体の政治資金収支報告書【追加分】](#)
- ・ [平成28年分政治団体の政治資金収支報告書【追加分】](#)
- ・ [解散した政治団体の政治資金収支報告書【解散分】](#)

今回公表

令和3年公表分政治資金収支報告書

令和3年11月30日公表（定期分）

- ・ [令和2年分政治団体の政治資金収支報告書](#)

令和3年11月30日公表（追加分・解散分）

- ・ [令和元年分政治団体の政治資金収支報告書【追加分】](#)
- ・ [平成30年分政治団体の政治資金収支報告書【追加分】](#)
- ・ [平成29年分政治団体の政治資金収支報告書【追加分】](#)
- ・ [解散した政治団体の政治資金収支報告書【解散分】](#)

令和3年5月31日公表（追加分・解散分）

- ・ [令和元年分政治団体の政治資金収支報告書【追加分】](#)
- ・ [平成30年分政治団体の政治資金収支報告書【追加分】](#)
- ・ [平成29年分政治団体の政治資金収支報告書【追加分】](#)
- ・ [平成28年分政治団体の政治資金収支報告書【追加分】](#)
- ・ [解散した政治団体の政治資金収支報告書【解散分】](#)

令和2年公表分政治資金収支報告書（令和2年11月30日公表）

- ・ [令和元年分政治団体の政治資金収支報告書](#)
- ・ [平成30年分政治団体の政治資金収支報告書](#)
- ・ [令和元年中に解散した政治団体の政治資金収支報告書](#)
- ・ [令和元年以前に解散した政治資金規正法第17条第2項適用団体の政治資金収支報告書](#)

令和元年公表分政治資金収支報告書（令和元年11月29日公表）

- ・ [平成30年分政治団体の政治資金収支報告書](#)
- ・ [平成29年分政治団体の政治資金収支報告書](#)
- ・ [平成30年中に解散した政治団体の政治資金収支報告書](#)
- ・ [平成30年以前に解散した政治資金規正法第17条第2項適用団体の政治資金収支報告書](#)

※提出遅れにより定期公表の際に公表できなかった収支報告書及び解散に伴い提出された収支報告書は、令和2年公表分までは、11月の定期公表分と併せて公表し、掲載しています。